# 令和2年第1回臨時会

# 江東区教育委員会会議録

令和2年2月18日(火)

江東区教育委員会

#### 令和2年第1回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和2年2月18日(火)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年2月18日(火)午前10時30分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、橋本俊雄(教育長職務代理者)、 進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、 岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、 谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、 伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、 堀越教育支援課長(教育センター所長兼務)、 池田地域教育課長、栗原江東図書館長

#### 6 議題

日程第1 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

## 7 報告事項

- (1) 令和2年度奨学生予約生の決定について
- (2) 第11回中学生「東京駅伝」大会の結果について
- (3) 令和元年度部活動優秀選手表彰について
- (4) 江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 江東区学童クラブ条例施行規則の廃止について
- (6) 令和2年度江東きっずクラブ大島八丁目(現大島八丁目学童クラブ)の休止について
- (7) (仮称) 江東区立図書館ビジョンの策定について
- (8) 第三次江東区こども読書活動推進計画の策定について

#### 8 審議概要

岩 佐 教 育 長 おはようございます。ただいまより、令和2年第1回江東区教育委員 会臨時会を開会いたします。

> 本日の会議録署名委員をご指名いたします。鈴木委員、橋本委員にお 願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第12号、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案に ついて事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第12号、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき本 案を提出します。

伊藤指導室長 それでは、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。資料 1をごらんください。

> 2、改正の概要をごらんください。区立幼稚園における働き方改革の 推進に向け、幼稚園教育職員の業務の量の適切な管理を図るための措置 について、教育委員会規則で、在園時間の上限の規定を規則で新たに定 めることとしたものであります。

> 規則改正につきましては、今後の教育委員会においてお示しする予定 でございますが、指針で示されております規則改正(案)について記載 させていただいております。

> これは、3、幼稚園教育職員の業務量の適正な管理についてにあるように、幼稚園の教育職員の時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されておりますが、それ以外の教育活動に関する業務で時間外に残っている状況があり、その教育活動を含めて時間を管理し、超える実態のある場合には改善のための措置をとるなど、園長及び教育委員会が園の管理運営上の責任を果たすために、在園時間上の上限を規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお諮りのほど、お願いいたします。

岩 佐 教 育 長 それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 お諮りいたします。日程第1について原案のとおり決定することにご 異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 ご異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1、令和2年度奨学生予約生の決定についてを事務局より説明願います。

岩 井 庶 務 課 長 それでは、令和2年度奨学生予約生の決定についてご報告申し上げます。資料2をごらんください。

去る2月3日開催の第2回江東区奨学資金貸付審査会におきまして審査を実施し、令和2年度奨学生の予約が決定したところでございます。

項番1、予約採用基準でございますが、以前にもご案内しましたが、 簡単に説明をさせていただきます。

- (1) 区内に居住する中学校3年生で、来年度高等学校等へ進学を希望する者。
- (2) 学習成績が中学校3年間の教科を合計して平均点以上であること。
- (3)世帯の所得金額が、生活保護法による生活費基準額の15割以下であること。

なお、(2) と(3) については、採用予定人員に満たない場合は緩和措置の適用がございます。

項番の2、採用予定人員は70名となってございます。

項番3、募集方法については記載のとおりでございます。裏面へお進 みください。

4番、応募状況でございますが、今年度は22名の申請がございました。

5番、審査結果となります。審査結果は、22名全て採用となります。 基準外の方が8名おられましたが、定員に満たないため、基準該当の者 も予約生としたという審査結果になってございます。

最後に6番、奨学生の正式決定ですが、今後、高等学校等への入学の 確定が確認できた段階で、正式に決定という流れになってございます。 説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について、質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて報告事項2、第11回中学生「東京駅伝」大会の結果について を説明願います。

堀越教育支援課長 恐れ入りますが、資料の3をごらんいただければと存じます。

第11回中学生「東京駅伝」大会の結果についてご報告申し上げます。 まず、概要のところです。令和2年2月2日、日曜日に都内各自治体 の代表、男女各50チームによって競技が行われました。

2、大会の結果でございますが、女子につきましては、全体で12位、 タイムについては、1時間53分44秒ということで、過去江東区とし ては2番目のタイムを記録しました。順位としては、過去4番目の順位 となっております。

続いて、男子ですが、順位としては8位、2時間21分29秒の記録をし、タイムとしては過去最高成績をおさめております。順位としては、

過去2番目となります。

今大会については、全体的なレベルが上昇しており、タイムが非常によく、また、順位については他の自治体と接戦になったというところでございます。

男女総合でございますが、順位は10位、タイムは過去1番目、順位としては過去3番目の順位となっております。この後、区長から解団式というものを実施させていただいて、区長から激励のお言葉をいただき、代表選手となった選手には、選手認証状ということで、江東区の代表選手となったあかしをお渡しするというところで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、令和元年度部活動優秀選手表彰についてを説明 願います。

## 堀越教育支援課長

恐れ入りますが、資料の4をごらんいただければと思います。令和元 年度部活動優秀選手表彰についてご報告申し上げます。

まず1の概要ですが、本表彰については、区立中学校の運動部活動の 活性化と競技力の向上を図ることを目的に、部活動において優秀な成績 をおさめた生徒の区長表彰を行うものでございます。

表彰については、来る令和2年3月5日、教科書センターにて実施する予定でございます。

1の(4)の表彰基準をごらんいただきたくお願いします。表彰基準については、5種類設けております。

まず1、日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会で8位以内の成績をおさめた者。

- ②といたしまして、関東中学校体育連盟が主催する関東中学校体育大会において8位以内の成績をおさめた者。
- ③として、東京都中学校体育連盟が主催する東京都中学校体育大会等で優勝した個人及び団体の選手ということになります。
- ④のところでございますが、実は、日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟等では実施ができない競技というものがございます。例えば、カヌーであるとか、そういったものについては、④にありますように、日本スポーツ協会の中央競技団体、例えば日本カヌー協会とか、そういったことになりますが、及び東京都体育協会の競技団体が主催する大会で、上記と同等の成績をおさめた個人及び団体の選手ということで枠を設けております。

⑤については、その他特に表彰の必要があると認められるものということで、例外的に例えば、全国大会では惜しくも8位に入らなかったものの、国の選抜として海外で活躍したというようなケースが今後出てくることを想定して、その他というものを設けております。

あるいは、全日本の協会ではないけれども、関東レベルの別の協会が 実施している競技で上位に入ったと。非常に、協会との関係が複雑なも のですから、5番のところで選考基準として設けさせていただいている ところです。

2の表彰対象者をごらんいただければと思います。今年度については、 44名が表彰対象ということで、これまで20名前後できていたところ ですが、今年度については子供たちがよく頑張って、表彰基準に達した ということになります。

個別の案件につきましては、別紙で表、裏で添付させていただいたところでございます。今年度は、非常に人数が増えたところは、やはり団体競技の4番の卓球の深七中は、関東大会にはいつも出ていたところなんですが、関東大会でベスト8以内に入ったということで、人数が増えたのと、カヌー部がようやく全国で優勝できるレベルまで達したということで、飛躍的に人数が増えているのはこの辺の状況になります。

報告は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4及び5は互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、質疑いただきたいと存じます。

報告事項4、江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する 規則について及び報告事項5、江東区学童クラブ条例施行規則の廃止に ついてを説明願います。

池田地域教育課長

それでは私からは、江東区江東きっずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則、それから、江東区学童クラブ条例施行規則の廃止について一括でご説明いたします。

まず、江東きっずクラブ条例施行規則の一部改正についてです。資料 の5をごらんください。

本規則につきましては、平成31年3月策定の江東区放課後こどもプランの方針の一つとして掲げる障害児など特別な配慮が必要な児童への対応を図るとともに、令和元年10月開催の区議会定例会において、御議決いただいた江東きっずクラブ条例の一部改正と、この条例の施行に伴い廃止する学童クラブ条例に合わせ所要の規定整備を図るため、規則の一部を改正するものでございます。

初めに、一番の入会基準の改正です。まず、改正の理由です。現在、 きっずクラブの入会に際し、障害児の申請は全体の2%程度であります が、きっずクラブB登録の入会審査において、指数上特別な配慮は行っ ておりません。

一方、障害児は健常児と比べ、学年を問わず保育の必要性が高い傾向 にありますが、学年が上がると入会指数の順位が低くなることもあり、 進級時には継続して利用できない事態が生じているため、規則を改正す るものでございます。

次に、改正の概要です。まず、①です。表をごらんください。現行の 指数は、特別支援学級に在籍する児童など配慮を要するとされる第4学 年以上の児童の指数が全てゼロ点であったものを、配慮を要する児童を 障害児等であるか否かに区分し、合わせてゼロ点と7点と指数を区分い たしました。

この区分において、指数ゼロ点の児童とは、特別支援教室に通う児童 のことで、指数7点の障害児等とは、学年にかかわらず特に保育の必要 度が高い身体障害者手帳や愛の手帳などの交付を受ける児童や特別支援 学校、特別支援学級に在籍する児童、その他、障害の度合いが同程度と 認める児童になります。

2ページ目をごらんください。次に②です。こちらは、審査における 承認順位の変更です。表をごらんください。

現在の承認順位は、まず1番、きっずクラブ在籍校の児童の1年生から3年生を審査し、承認した後に、②、在籍校の特別支援学級及び特別支援教室の4年生から6年生、そして、③の他校児童という順になっています。

この順ですと、1年生から3年生の審査の段階で入会可能定員いっぱいとなり、仮に、保留児童が生じた場合、保育の必要性が高い②や③の児童は審査に進むことができず、特に、②の児童は保護者の就労状況や保育の必要度が変わらないにもかかわらず、高学年となったことで在籍校でのきっずクラブの利用が困難となる場合がございます。

そこで、今後は、改正後の承認順位のように、在籍校の児童は全て一緒に審査できるよう、現行の①と②をまとめることといたしました。

次に、(3)の他区の状況です。障害児に対する配点は、放課後児童 クラブ、つまり、就労家庭向けの育成授業を実施し、指数計算により入 会審査を行う15区全てで実施しており、また、配点については、その うち8区で最も保育の必要度が高い1年生と同等またはそれ以上として おり、本区においてもこれら他区の状況を踏まえて対応を図ることとし ております。

次に、2番のその他の改正です。

まず(1)、条例においてA登録の利用時間を見直し、9時から17時までと変更するとともに、必要に応じて9時前、もしくは17時以降

も利用できるスポット利用料金の減免などを定めておりますので、この 内容に合わせた所要の改正を行うものでございます。

次に(2)、こちらは今年度、学校の増改築等に伴い、きっずクラブの育成室の広さも変更になりましたので、本規則の改正に合わせ、別表に規定する点を変更するとともに、学童クラブ条例及び学童クラブ規則で定めていた施設の一覧を条例及び規則の廃止に伴い、きっずクラブ規則の別表に加えるものでございます。

次に(3)につきましては、各種申請書などの様式において、条例や 規則の改正に合わせた文言等の修正、加筆など所要の整備を行ったもの でございます。

次に、施行期日は、改正条例に合わせ、令和2年4月1日としております。

最後に、規則案及び新旧改正条文は、別紙1及び別紙2を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

引き続き、江東区学童クラブ条例施行規則の廃止について説明いたします。恐れ入りますが、資料の6をごらんください。

まず、廃止の理由です。平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」に基づき、学童クラブ条例に定める学童クラブを江東きっずクラブ条例の区立学校外施設と位置づけたことに伴い、学童クラブ条例を廃止したため、本規則もあわせて廃止するものでございます。

廃止の施行期日は、廃止条例に合わせ、令和2年4月1日です。

なお、廃止する条文につきましては、別紙のとおりでございますので、 後ほどご確認願います。

私からの説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6、令和2年度江東きっずクラブ大島八丁目(現大島八丁目学童クラブ)の休止についてを説明願います。

池田地域教育課長 それでは、江東きっずクラブ大島八丁目、現在の大島八丁目学童クラ ブの休止についてご説明いたします。資料7をごらんください。

> まず、改正条例に伴いまして、現在の大島八丁目クラブは、令和2年 4月から江東きっずクラブ大島八丁目へと名称変更いたしますが、本件 クラブを休止いたしますので、この旨報告いたします。

> まず、休止の経緯です。本件クラブは、平成28年度の登録児童数4 6人をピークに、平成29年4月には、近隣の第五大島小学校内にきっ ずクラブ五大が開設し、その翌年度、平成30年7月の第五大島学校が 改築と、この改築に合わせたきっずクラブ五大の整備により、近年、登

録児童数が減少し、今年度は11人となっております。

現在は、全てのきっずクラブで来年度に向けた一斉募集を行い、入会 申請の審査をしているところですが、本件クラブの申請状況は、表に記 載のとおり、1月末現在で6名とさらに減少しております。

なお、この6名全では第2希望として、きっずクラブ五大の申請をしております。

学童クラブはこれまで申請児童数が10名以下となった場合は休止してまいりました。以上のことから、本件クラブは、令和2年3月31日をもって休止することといたします。

次に、休止の検討条件です。区の行財政改革計画や放課後こどもプランでは、小学生の放課後の居場所をきっずクラブと位置づけた上で、学校内にクラブ整備を推進するとともに、既存の学童クラブについては、配置の適正化を図る方針としております。また、本区の学童クラブ事業は、児童期の集団生活を通して自主性や社会性を培うことを目的としており、10人以下では集団での育成が困難な状況でございます。

次に、近隣のきっずクラブ五大における来年度4月に向けた入会申請 状況です。

入会可能数57人に対し、申請数は43人、現在あきが14名ございます。これらのことを総合したきっずクラブ大島八丁目入会希望者への対応です。ここで、裏面の別紙をごらんください。

これは、令和2年4月入会の募集案内の一部を抜粋したものです。上 段の左側に矢印がございますが、そのところにボックスがございます。 上から3番目の米印をごらんください。

ここの記載にありますように、あらかじめ、申請者が10名以下のクラブは休室する可能性があることを告知しております。

恐れ入りますが、表面にお戻りください。このような状況を踏まえ、 2月5日、保護者会を通じて、現在在籍し、来年度も継続してきっずクラブ大島八丁目の入会を第1希望とする保護者に休止の説明を行い、翌日の2月6日には、第1志望として新規に入会申請をした保護者にも個別説明を行いました。

この説明を通じて、全ての方から第2希望のきっずクラブ五大への移動にご理解いただきましたこともあり、来年度、きっずクラブ大島八丁目、現在の大島八丁目学童クラブにつきましては、令和2年4月から休止することといたします。

本件の説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いいたします。よろしいですか。

眞 貝 委 員 この大島八丁目学童クラブというのは、児童館の中にあるんですか。

池田地域教育課長 この施設は、民間の分譲マンションの敷地の中に、区の公共施設整備 協力金という形で寄附をしていただいた単独の施設でございます。

眞 貝 委 員 その後は、そこのところは何になるんでしょうか。

池田地域教育課長 これから、利活用をどのように図っていくか、関係部署、政策経営部 などを中心としながら、これから検討していきたいと考えているところ でございます。

以上でございます。

眞 貝 委 員 わかりました。

鈴 木 委 員 この流れはずっと続いているわけですが、まだ学童クラブとして残っているのは何校ぐらいあって、それで、10人以下になりそうだなというような可能性のあるところというのはどのぐらいあるのか教えていただきたいです。

池田地域教育課長 大島八丁目学童クラブを含めますと、今は19クラブございます。それで、そのうち、休止の可能性があるクラブは1クラブございます。東陽学童クラブでございます。ただ、東陽学童クラブは、現在、応募人数は少ないものの、近隣の東陽小学校、きっず東陽になりますが、そこが非常に入会希望者が多くて、場合によって、その第2希望、受け皿ということになり得るので、この施設については、引き続き継続していくものと現在は考えております。

鈴 木 委 員 ありがとうございました。

岩佐教育長 ほかには。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7、(仮称)江東区立図書館ビジョンの策定についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、(仮称) 江東区立図書館ビジョンの策定についてご説明い たします。資料の8をごらんください。

> 本件は、図書館サービスの今後の方向性を示す図書館ビジョンを来年 度策定することについてご報告するものでございます。

> 策定の趣旨でございますが、少子高齢化やグローバル化の進展、個人のライフスタイルや価値観の多様化など、近年の社会環境の変化により、 区民の方々が生活していく上での課題が多岐にわたり、身近な情報の拠

点である図書館に求めるニーズもまた多様化しております。

本区では、指定管理の導入に伴う開館時間の延長や月曜開館の実施など、サービス向上に努めておりますが、図書館運営の過渡期である今、改めて図書館に求められるニーズや課題をどのように応えていくかを検討し、これからの図書館サービスのあり方、また、その取り組みの方向性を明らかにすることで時代に適合した品質の高い図書館サービスにつなげてまいりたいと考え、本ビジョンの策定に着手するものでございます。

2、策定に当たっての視点でございますが、(1)として、先ほど申し上げましたとおり、多様化する図書館ニーズに応じた図書館サービスの提供、(2)として、学校、子育て支援施設、高齢者施設などの公共施設等との地域資源との連携による地域情報拠点としての図書館機能の強化、(3)として、江東・深川図書館と指定管理による地域館8館との連携による地域の特徴を生かした、特色ある図書館サービスの提供など、こちらは一例ではございますが、さまざまな視点をビジョンに盛り込む必要があると考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、4月に策定委員会を設置し、令和3年3月の策定を目指し、検討を進めてまいります。

なお、一番下、欄外にありますとおり、米印に記載のとおり、策定に 当たっては、広く意見等をいただくため、区民及び有識者、また、図書 館関係団体の方などから構成される懇談会を設置しまして、そこでいた だいた意見等を尊重しながら検討を重ねてまいりたいと考えております。 説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 さらなる魅力ある図書館づくりということで、ビジョンをつくります。 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項8、第三次江東区こども読書活動推進計画の策定についてを説明願います。

栗原江東図書館長 それでは、第三次江東区こども読書活動推進計画につきましてご説明 いたします。資料の9をごらんください。

1、策定の経緯でございます。「子どもの読書活動の推進に関する法律」、また、国、都の計画に基づき、本区ではこれまで子供の読書活動推進のため、江東区こども読書活動推進計画を策定し、区立図書館を中心として、学校、子育て支援施設、保健相談所など関係機関との連携やボランティアとの協働によりその取り組みを進めてまいりました。

今回、平成28年3月に策定しました第2次計画が、令和2年度をもって計画期間が終了となるため、引き続き第三次江東区こども読書活動

推進計画を策定しまして、より一層取り組みを進めることで、本区の子供たちの読書環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、計画策定の考え方でございますが、国、都の計画を踏まえつつ、 本区の新長期計画や次年度策定予定の教育推進プラン・江東、あるいは 先ほどご説明しました図書館ビジョンなどの上位計画や関連計画との整 合性を図りながら取り組みをまとめてまいりたいと考えております。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までとし、対象につきましては、これまでと同様、ゼロ歳からおおむね18歳の子供といたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、4月に策定委員会を設置し、令和3年3月の策定を目指し、検討を進めてまいります。

なお、一番下、米印に記載のとおり、策定に当たっては先ほどご説明いたしました図書館ビジョンと同様に懇談会を設置しまして、外部、有識者、あるいは区民、図書館関係団体等の意見を集約し計画に反映をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

岩 佐 教 育 長 それでは、本件について質疑をお願いします。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

岩 佐 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和2年第1回江東区教育委員会臨時 会を閉会いたします。お疲れさまでした。